

答申第102号  
令和6年12月5日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和6年6月6日付け青公委第24号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

古物営業関係事務取扱要領についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

## 第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「古物営業関係事務取扱要領の制定について」（以下「本件対象文書」という。）の一部を不開示としたことは、妥当である。

## 第 2 諮問事案の概要

### 1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 6 年 4 月 10 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「古物営業関係事務取扱手引（様式を含む）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、本件対象文書を特定した上で、条例第 7 条第 4 号に該当するとして、本件対象文書のうち、様式第 7 号及び様式第 8 号の全部（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和 6 年 4 月 23 日、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、令和 6 年 5 月 20 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

開示しない部分の開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

本件処分に係る通知書の開示しない理由には、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。」とある。

様式そのものが開示しない部分や理由に該当するのか疑問があり、かつ、開示しない具体的理由が明示されていない。

よって、開示しない部分の決定処分は不当であり、開示しない部分の開示を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張する本件処分の理由等は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、古物営業法に基づく許可事務等の取扱いについて、必要な事項を定めた「古物営業関係事務取扱要領の制定について」（令和5年3月17日付け生保第533号）の通達及び本通達に添付された「古物営業関係事務取扱要領」である。

##### 2 本件処分の正当性

本件不開示部分については、特定の情報から、犯罪経歴や欠格事由の有無等の照会を実施することが可能な捜査の手法等に関する情報であり、条例第7条第4号の運用基準に規定する「捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれのあるもの」と認められる上、文字のみを黒塗りしても、文字数や記載箇所から照会に必要な事項が容易に推測可能であることから、全部不開示とした。

##### 3 審査請求人の主張に対する意見

本件処分については、上記2で述べたとおりであり、正当である。

これに反する審査請求人の主張は失当であると判断する。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

## 2 条例第7条第4号該当性

### (1) 条例第7条第4号について

実施機関は、本件不開示部分に記載された情報が条例第7条第4号に該当すると説明する。

条例第7条第4号は、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。犯罪の予防、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、同号では「おそれ」の存在それ自体ではなく、「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」ことが不開示情報の要件とされている。そのため、同号に規定する不開示情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当である。

このような観点から、実施機関の判断に相当の理由があると言えるかについて検討する。

### (2) 条例第7条第4号該当性について

本件対象文書は、当審査会による令和6年4月4日付け答申第96号において審査の対象となった文書と同一の文書であり、同じく様式第7号及び様式第8号が不開示とされている。また、当審査会が見分したところ、当該様式は改正されていないことから、本件不開示部分に記載された情報は同答申で不開示情報該当性について検討された情報と同一の情報であると認められる。

当審査会は同答申で、本件不開示部分に記載された情報と同一の情報について、公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあると実施機関が判断したことにつき相当の理由があると認め、条例第7条第4号該当により不開示としたことは妥当であるとの結論に至っており、これを変更すべき特段の事情は認められない。

よって、本件不開示部分は、条例第7条第4号に該当する。

## 3 結論

以上のとおり、本件不開示部分は条例第7条第4号に該当すると認められることから、本件処分は妥当である。  
よって、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和6年6月10日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
令和6年6月18日	・ 実施機関からの弁明書を受理した。
令和6年10月25日 (第163回審査会)	・ 審査を行った。
令和6年11月29日 (第164回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋田 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

（令和6年12月5日現在）